

「訪問看護ステーションげいせい」運営規程

〈事業目的〉

第1条 医療法人おくら会が開設する「訪問看護ステーションげいせい」(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従事者(以下「看護師等」という。)が、要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という。)の必要を認めた高齢者、ターミナル期にある人、精神及び身体障害者、難病の人等に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

〈運営の方針〉

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者・要支援者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、関係市町村とも連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

〈名称及び所在地〉

第3条 名称及び所在地は次の通りとする。

(1) 名称 訪問看護ステーションげいせい
(2) 所在地 高知県安芸郡芸西村和食甲4268

〈従事者の職種、員数及び職務内容〉

第4条 従事者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

① 管理者 看護師 常勤1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも訪問看護の提供にあたる。

② 看護師等 看護師 管理者を含め常勤換算2.5名以上
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士 実情に応じた適當数
・看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成し、訪問看護(訪問リハビリテーション)を提供する。

〈営業日及び営業時間〉

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次の通りとする。

(1) 営業日: 月曜日から土曜日
ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までは休業日。

(2) 営業時間: 9:00～17:00 土曜日9:00～12:30

〈訪問看護の内容〉

第6条 訪問看護の内容は、次の通りとする。

① 病状・障害・全身状態の観察
② 清拭・洗髪などによる清潔の保持、食事及び排泄など日常生活の世話
③ 褥創や創傷の予防及び処置
④ 日常生活機能訓練
⑤ ターミナルケア、認知症患者の看護
⑥ 療養生活や介護方法の助言
⑦ カテーテルなどの交換及び管理
⑧ その他在宅療養を継続するために必要な、医師の指示による医療処置
⑨ 本人・家族への精神的支援

〈通常の事業の実施地域〉

第7条 通常の事業の実施地域は、安芸市、芸西村、香南市夜須町とする。

〈利用料その他の費用の額〉

第8条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとし、訪問看護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、一定以上の所得が認められる方は2割または3割の額とする。

- 2 第7条に規定した通常の事業の実施地域外の訪問看護に要した交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から距離数に応じて、交通手段に関係なく規定の交通費を徴収する。
・往復距離 2km迄 70円、1Km増す毎に 10円
- 3 交通費の徴収に際しては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について十分説明を行い利用者の同意を得る。
- 4 日常生活上必要とされる物品、特殊な介護用具を作成した場合の材料費などの提供には実費を徴収する。
- 5 利用者の都合でサービスの利用を中止する場合は、24時間以内ではキャンセル料を徴収する。但し、利用者の容態急変等緊急やむを得ない場合は、キャンセル料は不要とする。
利用の12時間までに連絡有 利用料金の25%
利用の12時間までに連絡無 利用料金の50%

〈緊急時の対応〉

- 第9条 訪問看護の提供を行っている時に利用者に病状の急変等が生じた場合は、臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医へ連絡し、適切な処置を行う。
- 2 看護師等、前項についてしかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

〈相談窓口、苦情対応〉

第10条 サービスに関する相談や苦情については、下記の通り対応する。

相談員 : 管理者

電話・FAX : 0887-33-3807

対応時間 : 月曜日から金曜日 9:00から17:00 土曜日 9:00から12:30

〈事故処理〉

- 第11条 ステーションは、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市町村、居宅介護支援事業所、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 ステーションは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。
 - 3 ステーションは、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。
 - 4 事故が生じた際は、その原因を解明し再発を防ぐための対策を講ずるものとする。

〈感染症対策〉

第12条 感染対策委員会・研修会等の活動に加え、各種の感染症の発生及びまん延等に関する訓練を実施する。

〈事業継続計画(BCP)等〉

第13条 各種災害・各種感染症等が発生した際、業務が継続又は速やかに再開できるよう、その事業継続計画(BCP)等の策定、研修の実施、各種訓練等を実施する。
また、災害対策の取り組みについては、法人内他事業所や地域の行政、住民団体、近隣住民等への協力・連携を働きかけ、地域共同体制の構築に努める。

〈虐待防止及び再発防止等〉

第14条 虐待の発生又はその再発防止のための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者(責任者)を置く。
また当該取り組みに関しては、身体拘束適正化や障がい者虐待防止法、高齢者虐待防止法等の関連法に基づき、地域の関係機関等との連携の下、ご利用者等の人権擁護・虐待防止等に最大限努める。

〈ハラスメント対策強化〉

第15条 法人規則に定められる「ハラスメントの防止に関する規定」に加え、介護サービス現場におけるカスタマーハラスメント(利用者又はその家族等からの身体的・精神的暴力及びセクシャルハラスメント等)について、発生防止と再発防止に努める。

〈その他運営に関する留意事項〉

第16条 ステーションは、従事者の質的向上を図るための研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年2回

- 2 従事者は業務上知り得た利用者又は家族の秘密を厳守する。
- 3 従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を厳守させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を漏らすことのないよう指導するとともに、個人情報保護に関する誓約書の提出を雇用の条件とする。
- 4 関係市町村・保健・医療・福祉サービス等との連携を密にする。
- 5 訪問看護賠償保険制度に加入し、訪問中の事故(身体の障害及び財物に対する損害)の賠償に備える。
- 6 ステーションは、利用者に対する訪問看護等の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
- 7 この規定に定める事項の外、運営に関する重要事項は、医療法人おくら会とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

〈付則〉

この規程は、平成27年7月1日より施行する。

この規程は、平成27年8月1日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

この規程は、平成30年8月1日より施行する。

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。